土木工事写真管理基準

令和5年4月

新潟市

1. 適用

新潟市における「土木工事写真管理基準」は、新潟県土木工事標準仕様書その2(令和5年1月)「写真管理基準(案)」を準用する。 なお、これによりがたい場合は別途考慮する。

2. 改訂履歴

平成20年9月1日制定

平成29年3月1日全部改正

平成30年4月1日全部改定「新潟県土木工事標準仕様書」を準用

平成30年12月1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和3年4月1日一部改定

令和4年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

読み替え表

土木工事写真管理基準(案)において、語句を下記のように読み替えるものとする。

掲載箇所	読み替え前	読み替え後
基準内共通		「ICT活用工事における実施要領等の改定について(通知)」(令和3年3月15日付け新技第378号)
基準内共通	「新潟県電子納品実施要領」(令和4年3月24日付け技第801号)	「新潟市電子納品実施要領」(平成28年3月29 日付け新技第566号)